

更生保護法人 滋賀好善会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年11月 1日～ 令和11年10月31日までの 5年間

2. 内容

目標1： 令和7年1月から、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年11月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和6年12月～ 職員会議での検討開始
- 令和7年 1月～ ノー残業デーの実施
職員への周知（毎月）

目標2：令和11年4月までに、年次有給休暇の取得日数を常勤職員1人当たり平均年間10日以上、非常勤職員およびパート職員1人当たり、平均年間2日以上とする。

<対策>

- 令和6年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- 令和6年12月～ 職員会議での検討開始
- 令和7年 1月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始